

# 仙台市の法人市民税 法人税割の税率改正のお知らせ

日頃より法人市民税の申告納付につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、地方税法等の改正に伴い、本市における法人市民税法人税割の税率を、次のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

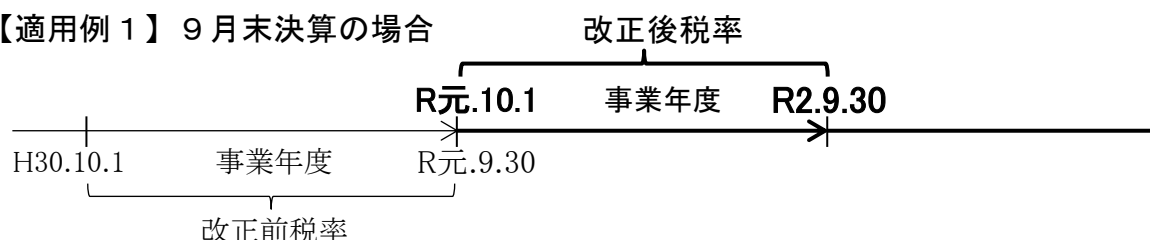
## 1. 税率改正の適用時期

**令和元年10月1日以後に開始する事業年度** 分の申告から適用になります。

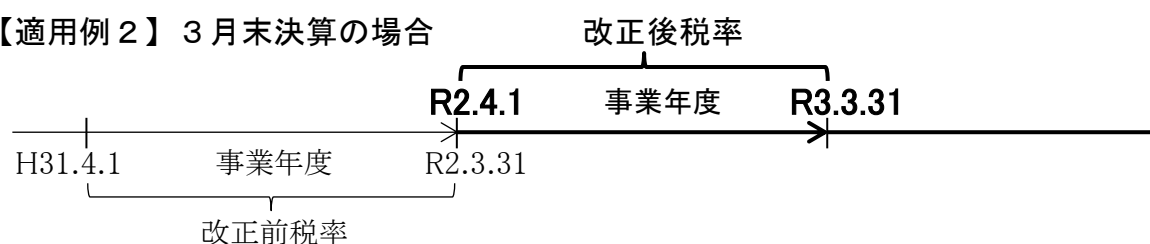
## 2. 税率改正の内容

法人の区分	法人税割の税率	
	改正後	改正前
次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額、または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年1,000万円（分割法人にあつては分割前の額）を超える法人 ・ 法人課税信託の受託者である法人または個人	<b>8.4%</b>	12.1%
上記以外の法人	<b>6.0%</b>	9.7%

### 【適用例1】9月末決算の場合



### 【適用例2】3月末決算の場合



## 3. その他

①税率改正に伴い予定申告に係る経過措置が講じられます。

令和元年10月1日以後に開始する**最初の事業年度**に係る予定申告の法人税割額の計算は下記のとおりです。

$$\text{予定申告の法人税割額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{3.7}{\text{前事業年度の月数}}$$

②申告する事業年度が1の適用時期に該当する場合には、申告書表紙及び申告書記載の手引き等に記載の改正前の税率については、改正後の税率に読み替えてください。

③均等割の税率に変更はありません。

### 【問い合わせ先】

財政局税務部 市民税企画課 法人課税係  
電話：022-214-1102（直通）